大田区健康増進法施行規則

平成15年８月７日
規則第85号

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 改正 |    |
| 平成17年３月28日第22号 | 平成18年３月22日第30号 |
| 平成23年１月18日第１号 | 平成27年３月31日第62号 |

（趣旨）

**第１条**　この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（書類の経由）

**第２条**　法及び省令又はこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届け書、報告書その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

（特定給食施設の届出）

**第３条**　法第20条第１項の規定による同項の特定給食施設（以下単に「特定給食施設」という。）の事業の開始の届出は、給食開始届（別記[第１号様式](http://svecdb31/D1W_SAVVY/HTML_TMP/svhtml2105813270.0.Mokuji.0.0.DATA.html#JUMP_SEQ_39)）により、区長に届け出なければならない。

２　法第20条第２項の規定による特定給食施設の変更の届出は給食届出事項変更届（別記[第２号様式](http://svecdb31/D1W_SAVVY/HTML_TMP/svhtml2105813270.0.Mokuji.0.0.DATA.html#JUMP_SEQ_41)）により、休止又は廃止の届出は給食廃止（休止）届（別記[第３号様式](http://svecdb31/D1W_SAVVY/HTML_TMP/svhtml2105813270.0.Mokuji.0.0.DATA.html#JUMP_SEQ_43)）により区長に届け出なければならない。

（管理栄養士の必置指定）

**第４条**　法第21条第１項の規定による施設の指定は、管理栄養士必置指定通知書（別記[第４号様式](http://svecdb31/D1W_SAVVY/HTML_TMP/svhtml2105813270.0.Mokuji.0.0.DATA.html#JUMP_SEQ_45)）により行うものとする。

２　区長は、前項の規定により指定した施設が省令第７条各号に該当しなくなったときは、管理栄養士の必置指定解除通知書（別記[第５号様式](http://svecdb31/D1W_SAVVY/HTML_TMP/svhtml2105813270.0.Mokuji.0.0.DATA.html#JUMP_SEQ_47)）により、当該指定を取り消すものとする。

（給食の報告）

**第５条**　特定給食施設の管理者は、毎年５月及び11月に実施した給食について、実施した月の翌月15日までに報告書を区長に提出しなければならない。

（帳票の整備等）

**第６条**　特定給食施設の管理者は、献立、食品使用日計、栄養出納その他の給食に必要な帳票を整備し、及び保存しなければならない。

３－①

２　前項の帳票は、法第19条の栄養指導員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（指導票の交付）

**第７条**　栄養指導員は、法第22条の規定により指導又は助言を行ったときは、指導票を当該施設の設置者に交付しなければならない。

（収去した特別用途食品等）

**第８条**　法第27条第１項（法第29条第２項及び第32条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が特別用途食品等を収去したときは、速やかに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条第３項に規定する食品衛生検査施設の長（以下単に「検査施設長」という。）に送付しなければならない。

２　前項の規定により収去した特別用途食品等を、検査施設長に送付したときは、その旨を直ちに区長に報告しなければならない。

３　検査施設長は、第１項の規定により送付のあった特別用途食品等を検査し、その結果を速やかに区長に報告しなければならない。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（大田区栄養改善法施行規則の廃止）

２　大田区栄養改善法施行規則（昭和50年規則第55号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規則の施行前に、前項の規定による廃止前の大田区栄養改善法施行規則の規定によりなされた届出、報告その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた届出、報告その他の手続とみなす。

付　則（平成23年１月18日規則第１号）

１　この規則は、平成23年２月１日から施行する。

２　この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付　則（平成27年３月31日規則第62号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

３－②